

女性活躍推進法の施行状況について

平成28年5月20日
内閣府・厚生労働省

女性活躍推進法の施行状況について(国・地方公共団体関係)

内閣府

1. 行動計画の策定状況 (平成28年5月19日現在)

女性活躍推進法に基づき、国及び地方公共団体は、事業主として女性職員の活躍に関する行動計画を策定する必要(義務)。

区分別	策定率
国(立法・行政・司法各機関)(49)	100%
都道府県(47)	100%
市町村(1,741)	98.5%(1,715市町村)

 未策定の市町村に対し、引き続き早期策定に向けた働きかけを実施

【参考】数値目標設定状況

各事業主は、状況把握・課題分析の結果、最も大きな課題と考えられるものから優先的に数値目標を設定。

- 国の行政機関
 - ①女性職員の採用、②登用、③男性職員の育児休業取得、④配偶者出産休暇・育児参加休暇取得の4項目について、全て数値目標を設定。
- 都道府県
 - 女性職員の登用関係 47団体
 - 男性職員の育児休業取得関係 41団体
 - 男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇取得関係 41団体

【掲載状況】国・都道府県の行動計画については、内閣府ホームページにおいてリンク一覧を掲載

2. 都道府県における推進計画の策定状況 (平成28年5月19日現在)

女性活躍推進法に基づき、都道府県及び市町村は、区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を策定するよう努める必要(努力義務)。

策定数	策定予定	
	平成28年度中	平成29年度中
27	19	1

3. 公共調達における受注機会の増大の取組状況

女性活躍推進法及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(平成28年3月22日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定)」に基づき、国の調達のうち、総合評価落札方式等によるものにおいて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(えるぼし認定企業等)を加点評価。

(平成28年度中に原則開始。ただし、企業の状況等により、年度内の全面導入が困難な場合、各府省がスケジュールを公表の上、段階的に取組。また、WTO対象事業は遅くとも平成29年度から対象。)

- 5月20日現在で、国の全機関(26機関)が、上記指針に基づく取組の実施スケジュールを公表。
- うち、今年度中に全面実施(WTO対象事業は除く)としている機関は、19機関

1. 行動計画の策定状況（平成28年4月末日時点）

- 行動計画の策定・届出が義務となっている大企業（常時雇用する労働者301人以上の企業）について、行動計画の策定の届出率は、全国で**85.0%**。（義務対象企業数**15,398**社中、届出企業数は**13,087**社）
（※ 行動計画の策定・届出が努力義務となっている中小企業（常時雇用する労働者300人以下の企業）について、行動計画の策定の届出企業数は859社。）

➡ 義務対象の大企業のうち、行動計画を策定・届出していない企業に対し、策定・届出を個別に強力に働きかける「**ローラー大作戦**」を実施し、確実な履行確保を図っていく。

2. 女性の活躍状況が優良な企業の認定（えるぼし認定）の認定状況（平成28年4月末日時点）

- 女性の活躍状況が優良な企業の認定状況は、全国で**46**社。
うち、3段階目は**38**社、2段階目は**8**社、1段階目は**0**社



3. 女性活躍推進企業データベースの掲載状況（平成28年5月18日時点）

- 女性活躍推進法に基づく情報公表事項を掲載できる「女性の活躍推進企業データベース」へ掲載している企業数は、**5,069**社。